

令和8年度水戸市結婚新生活支援補助金 新婚世帯等を応援します

水戸市で新生活をスタートする
夫婦ともに39歳以下の新婚世帯等対象

住宅取得
費用

リフォーム
費用

住宅賃借
費用

引越費用

上記の費用に対して
合計で最大30万円を補助します。
(夫婦等ともに29歳以下の場合は最大60万円を補助)

申請期間 令和9年2月28日(日)まで
※紙での申請は令和9年2月26日(金)まで

お問合せ・申込先

水戸市こども政策課(本庁舎1階)
住所: 水戸市中央1-4-1
TEL: ☎029-224-1111 内線(2756)

裏面も
ご確認ください。



対象要件について

以下の全ての要件に当てはまる世帯が対象です。

- 婚姻日等が令和8年1月1日から令和9年2月28日までであること
- 婚姻日等の時点で、夫婦等の年齢がともに39歳以下であること
- 令和7年分の夫婦等の所得の合計額が500万円未満※注であること
※注 貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除し判定します。
- 原則、補助金を申請する時点で、夫婦等のいずれかが申請に係る住宅に住民登録していること
- 夫婦等のいずれかが、住宅取得等の契約の名義人であること
- 夫婦等が、水戸市や他市町村で同様の補助を受けていないこと
- 夫婦等が、水戸市の市税に滞納がないこと
- 夫婦等が、暴力団員又は暴力団関係者でないこと
- 住宅を新築、購入、リフォームした場合、国や県の補助制度と併用することはできません。ただし、住宅リフォームにおいては請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用が可能です。
- 市長が適当と認める講座等を受講していること（下記HP参照）
- 水戸市移住支援金、住みかえ支援補助金との併用はできません。

補助金の対象となる費用

原則、結婚等に伴い、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に支払った次の費用が補助金の対象です。

- 住宅取得費用（婚姻日等の1年以上前に取得した住宅は対象外となります。）
- 住宅のリフォーム費用（婚姻日等の1年以上前に実施したリフォームは対象外となります。）
- 住宅賃借費用（賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）
原則、婚姻日等の1年以上前に賃借した住宅は対象外となりますが、要件を満たす場合は対象となることがあります。詳しくはこども政策課までお問い合わせください。
※注 勤務先から支給されている住宅手当分を除きます。
- 引越業者や運送業者へ支払った引越費用（婚姻日等の1年以上前に実施した引越は対象外となります。）

申請に必要な書類等は、水戸市ホームページをご覧ください。

（<https://www.city.mito.lg.jp/page/102528.html>）

こちらからもご覧いただけます。→

